

まごころ清掃社プリペイドカード会員約款

本約款は、株式会社まごころ清掃社（以下「当社」という）の発行する「まごころ清掃社プリペイドカード」（以下「本カード」という）を利用するにあたっての規則及び条件について定めるものです。お客様は、本約款の内容を十分に理解し、本約款に同意いただいたうえで、本カードを利用いただくものとします。

第1条（会員）

1. 会員とは、当社が発行する本カードの利用を希望し、本約款を承諾のうえ申込み手続を行った法人及び個人事業主で、当社が本カードの利用を認めて本カードを発行した法人及び個人事業主をいいます。

第2条（本カード）

1. 本カードの所有権は当社に帰属し、当社は会員に対して本カードを貸与します。
2. 会員は、善良なる管理者の注意をもって本カード（カードの券面上に表示されたカード番号、セキュリティコード等のカードの情報（以下「カード番号」という）を含む）を使用・保管・管理するものとします。
3. 会員は本カードを他人に貸与、預入、譲渡、質入れ、その他の担保に使用してはならないものとします。
4. カードの券面は当社の判断により変更する場合があります。

第3条（発行手数料及び年会費）

1. 本カードの発行手数料は、1枚につき200円（税抜）とします。
2. 本カードの年会費は、無料とします。

第4条（申込み）

1. 会員は、当社所定の方法により本カードの利用に係る申込み手続を行うものとします。
2. 会員は、本カードの申込み（カードの再発行（以下「再発行」といいます。）の申込みも含まれます。）にあたり、氏名、連絡先その他当社が指定する会員に関する情報（以下「会員情報」という）を当社に申告するものとします。

第5条（本カード利用前の手続き）

1. 会員は、本カードを利用するために、当社所定の事前手続き（当社が会員に対して提供する専用サイト（以下「プリペイド会員 My ルーム」という）へのログイン、暗証番号の登録、その他当社が別途定める手続き等）を行うものとします。なお、当該手続きを完了しない場合、本カードを利用できない場合があることを予め承諾するものとします。

第6条（チャージ方法）

1. 会員は、当社所定の方法により、カードに繰り返し入金（以下「チャージ」という）することができます。
2. 会員が本カードへチャージすることができる上限額は、300,000円とします。ただし、本カードの利用可能残高の上限額を超えてチャージすることはできません。

第7条（本カードの利用）

1. 会員は、当社が指定する店舗、施設（以下「加盟店」という）において、本カードを提示し、または、その他当社が定める方法により、本カードにチャージされた未利用の残高（以下「利用可能残高」という）の範囲内で、商品・権利の購入またはサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます。
2. 会員は、当社または加盟店が指定した特定の商品等の購入時には、本カードを利用できない場合があることを承諾するものとします。
3. 本カードの利用可能残高が商品等の購入代金に満たない場合には、本カードにチャージいただくか、不足額を加盟店の指定するクレジットカード又はコード決済により別途お支払いいただきます。
4. 会員が本カードを利用した場合、当社は当該カードの利用可能残高から、当該カード利用に係る金額を即時に減算します。ただし、加盟店での決済に係る機器等の通信状況その他の事由により、即時に減算できない場合があります。
5. 会員が、商品等の購入を取消（キャンセル）した場合、当社は取消処理を行い、取消処理終了後に当該購入時に減算した利用可能残高を戻すものとします。

第8条（暗証番号）

1. 会員は、他人に容易に推測されるような番号（生年月日・電話番号・「0000」「9999」「1234」等とし、以下「忌避番号」という）を避けて暗証番号を登録するものとします。
2. 会員は、登録した暗証番号を他人に知られないよう十分注意して管理するものとします。
3. 会員が忌避番号を使用したことにより生じた損害、及び会員の故意または過失により暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 本カード利用時に、暗証番号の失念等により加盟店からの暗証番号の提示要求に応じることができなかった場合、もしくは提示した暗証番号と当社にて管理する暗証番号が合致しなかった場合には、加盟店での利用はできないものとします。

第9条（利用可能残高の上限額）

1. 本カードにチャージできる利用可能残高の上限額は、300,000円とし、会員は当該上限額の

範囲内で本カードを利用できるものとします。なお、複数枚カードを保有している場合には、カードごとに上限額が設定されます。

第10条（返金の取扱い）

1. 会員と加盟店の間において本カード利用による商品等の購入または提供に係る取引の取消等が行われ、利用可能残高に対する返金処理等が行われた場合、返金処理等の対象となる金額は、当社所定の方法で本カードの利用可能残高に加算されます。なお、返金処理前の利用可能残高により、返金処理等の対象となる金額を加算した後の金額が利用可能残高の上限額を超える場合があるものとします。

第11条（利用可能残高の確認）

1. 本カードの利用可能残高は、プリペイド会員 My ルームおよび取引レシートにて確認できません。
2. 前項にかかわらず、会員資格を喪失した場合、当社所定の期間経過後は、本カードの利用可能残高は確認できなくなります。
3. 当社は、本カード利用または返金処理等による利用可能残高の減算・加算については、加盟店が当社に提供する情報に基づき行います。なお、会員は、加盟店から当社に提供される情報の遅れにより、利用可能残高の減算・加算が遅れることがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第12条（超過利用時の措置）

1. 会員はカード利用に係る機器等の通信状況その他の加盟店に帰する事由により、利用可能残高を超えて加盟店においてカードを利用できる場合があることを承諾するものとします。この場合、当社が会員に対して、会員の超過利用分の支払いを請求することをあらかじめ承諾するものとします。
2. 会員は、当社が当該超過利用分の請求をした際には、当社が指定する方法、期日等に従って当該超過利用分の請求金額を支払うものとします。
3. 当社は、前項に基づく超過利用分の請求に替えて、会員が本カードにチャージを行った際に、チャージされた利用可能残高を予告なく当該超過利用分に充当できるものとします。

第13条（払戻し）

1. 会員は、当社によるカード廃止の場合または法令に基づき払戻し手続が行われる場合を除き、利用可能残高の払戻しを受けることはできません。
2. 会員は、当社がカードを廃止する場合、または法令に基づき払戻しを行う場合、当社に対して本カードの残高の払戻しを求めることができるものとし、この場合、当社は当社所定の方法により払戻しを実施します。

第14条（紛失・盗難・不正利用時の対応）

1. 会員は、本カードを自己の責任において管理するものとし、紛失、盗難、及び不正利用に対して適切な防衛対策を講じるものとし、
2. 会員は、次の各号の何れかの事由（以下「カード事故」という）が発生したときは、すみやかにその旨を当社に通知するものとし、
 - (1) 本カードの紛失、盗難、詐欺又は横領があったとき
 - (2) 第三者にカード番号、暗証番号等が不正に取得されたとき
 - (3) その他本カードの不正利用が行われたとき
3. 当社は、カード事故が発生したとき、又は発生するおそれがあると当社が判断したときは会員に通知することなく、本カードの利用を停止する等の措置を講じることができるものとし、
4. カード事故により本カードが第三者に不正利用されたことにより会員に損害が生じた場合であっても、会員は本カードの利用代金について支払の責を負うものとし、当社は一切責任を負わないものとし、ただし、会員に故意又は過失がなく、本カードの偽造等により第三者にカードを利用されたことを当社が確認した場合はこの限りではありません。
5. 当社は、会員に対し、カード事故の発生状況について書面等による詳細の確認、ならびに会員の個人情報及び本人確認資料の提出等を依頼することがあります。この場合、会員は当該依頼に協力するものとし、

第15条（再発行）

1. 本カードが汚損、破損等により使用不能になった場合は、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは再発行を行うものとし、この再発行にあたり、当社は旧カードに利用可能残高がある場合は、新カードに利用可能残高を引き継ぎ、旧カードの利用を停止するものとし、なお、同一会員から複数回の申し出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は残高移行を認めない場合があります。
2. カード事故発生時、又はそのおそれがある場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは再発行を行うものとし、この再発行にあたり、当社は旧カードに利用可能残高がある場合は、新カードに利用可能残高を引き継ぎ、旧カードの利用を停止するものとし、
3. 会員は前二項に基づく再発行を行う場合、当社に対し、別途当社が定める再発行手数料を支払うものとし、

第16条（禁止行為）

1. 会員は、本カードの申込み又は利用するにあたり、次の行為を行ってはならないものとし、

- (1) 当社に虚偽の会員情報を申告すること
- (2) 本カードの複製、偽造、変造、印刷もしくは改ざんを行うこと、または第三者がこれらの行為を行うことに協力すること
- (3) 本カードに記載されている情報を第三者に開示もしくは公開、またはインターネット上にアップロードすること
- (4) プリペイド会員 My ルームを不正に利用すること
- (5) 会員として有する権利を第三者に譲渡、担保提供、売買、質入等し、又は第三者に使用させること
- (6) 有害なコンピュータプログラム等を送信すること
- (7) 当社の運営を妨害すること
- (8) 公序良俗に反する行為を行うこと
- (9) その他当社が不適当又は不適切と判断する行為を行うこと

第17条（個人情報の保護）

1. 当社は、当社プライバシーポリシーに則り、本サービスの利用を通じて取得した会員の個人情報を適切に取り扱うものとします。なお、会員は、自己の個人情報の取り扱いに関し、本条に定める内容に同意するものとします。
2. 当社は、本条第4項に定める利用目的のため、以下に掲げる個人情報を、保護措置を講じた上で適法かつ公正な手段により収集・保有・利用します。
 - (1) 申し込み時に申告（変更時の申告を含みます）された氏名、性別、生年月日、電子メールアドレス等
 - (2) 本カードのチャージ額および未利用残高
 - (3) 本カードの利用日、利用店舗、および利用額
 - (4) その他本カードに関して当社が知り得た会員の情報
3. 当社は、次項に定める利用目的達成のために必要な範囲内で業務の全部または一部を当社が適切と判断した第三者に委託することがあります。その場合には、当社は、当該委託業務に必要な範囲内で、前項に定める個人情報を、保護措置を講じた上で当該委託先に預託又は提供します。
4. 当社は、次の各号に掲げる利用目的のために個人情報を利用します。
 - (1) 本カードの発行
 - (2) プリペイドサービスの提供
 - (3) 当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - (4) 当社の事業における市場調査、商品開発
 - (5) 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
 - (6) 外部から受託した当社以外の宣伝物・印刷物の送付等
5. 会員は、当社が各種法令の規定により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、お

よびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

6. 会員は、当社に対して個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう、当社所定の窓口にご請求することができます。なお、万一、個人情報の登録内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
7. 会員の個人情報の提供については任意となります。但し、会員が申告すべき事項を申告しない場合、及び本条の規定の内容に同意しない場合、当社が当該会員の本カードの利用を拒否することや退会の手続きをとる場合があることを会員は予め承諾するものとします。
8. 会員は、会員の個人情報に関する問い合わせやその他意見の申し出等を行う場合、本約款末尾の問い合わせ・ご相談窓口まで連絡するものとします。

第18条（利用可能残高の有効期限）

1. 本カードにチャージした利用可能残高は、チャージした日または減算した日のいずれか遅い日の翌日から1年間利用がない場合には、失効し、利用できなくなります。
2. 前項に基づき本カードにチャージした利用可能残高が失効しても、失効した利用可能残高の払戻しを受けることはできません。
3. 会員は、プリペイド会員 My ルーム等で利用可能残高の有効期限を自己の責任により管理するものとします。

第19条（カードの利用停止措置、会員資格の喪失等）

1. 当社は次の各号の一に該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、カードの利用停止、会員資格の喪失の措置ができるものとします。この場合、当社が会員に対し本カードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じるものとします。
 - (1) 本約款のいずれかに違反した場合
 - (2) 会員の当社に対する債務の返済が行われない場合
 - (3) 会員が、当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、法的な制限を越えた不当な要求、又は当社の業務を妨害する等の行為があった場合（第三者にこのような行為を行わせた場合も含む）
 - (4) 会員が死亡または公的に死亡とみなされたことが判明した場合
 - (5) その他前各号に準じる場合
2. カードの有効期間満了前であっても、会員が、当社所定の方法により当社に申し出を行い、当社が認めた場合、退会することができます。
3. 当社は、カードの利用停止、会員資格の喪失、または退会に伴う利用可能残高の払戻しは行わないものとします。
4. 会員が死亡または公的に死亡とみなされたことが判明した場合は、前項の定めにかかわらず

会員の相続人の申し出により、別途精算等の手続きを行うものとします。

5. 本条によるカードの利用停止等により会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第20条（カードの破棄等）

1. 会員は、会員資格を喪失したとき、又は退会したときは、自己の責任において本カードを破棄するものとします。会員が本カードを適切に破棄しなかったことにより、当社に損害が発生した場合、会員は当該損害を賠償するものとします。
2. 会員資格の喪失時又は退会時をもって、本カードの利用は終了するものとします。

第21条（カードの利用制限・免責等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、会員に対して事前に通知することなく本カードの利用を一時的に制限する場合があります。
 - (1) 利用可能残高の失効処理を行う場合
 - (2) 本カード利用に係る機器に不具合が生じた場合
 - (3) システムやネットワークの保守、障害対応その他の技術的な理由によりカード利用を一時中断することが必要な場合
 - (4) プリペイドサービスの変更又は機器の入替、増設等を行う場合
 - (5) コンピュータウイルス、プリペイドサービスに係るシステムへの不正アクセス、又はネットワークの障害等が発生した場合
 - (6) 地震、洪水、戦争、暴動又は労働争議等の不可抗力が生じた場合
 - (7) その他、当社がカード利用を停止又は中断する必要があると認めた場合
2. 当社は、前項の定める制限等により生じた会員の損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、プリペイドサービスに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません）がないことを明示的にも黙示的にも保証しないものとします。
4. 当社は、前三項のほか、当社の責によらない事由により生じた会員その他第三者の損害について、一切責任を負わないものとします。

第22条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届け出た会員情報に変更があった場合は、プリペイド会員 My ルームを通じて変更の手続きを行うものとします。
2. 会員が前項の変更手続きを怠ったことにより、当社からの通知又は送付書類等が延着又は到達しなかったとしても、通常到着すべき時に当該送付物が到着したものとみなします。

3. 会員が会員情報の変更の申告を怠り、又は申告を誤ったことにより、不利益を被ったとしても当社は一切責任を負わないものとします。

第23条（業務の委託）

1. 当社は、本約款に基づく自らの業務の一部または全部を委託先企業に委託する場合があります、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第24条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 会員が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、会員に通知することなく直ちに本カードの利用を停止し、もしくは会員資格を喪失させることができ、かつ、当社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、当社は、会員に損害が生じたときでも、一切責任を負わないものとします。

第25条（本約款の変更）

1. 当社は、会員の事前の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。
2. 当社は、本約款を変更する場合、事前にプリペイド会員 My ルーム又は別途当社が指定する方法により、本約款の変更内容及び変更日を告知するものとします。なお、変更日以後は、変更後の本約款の定めが適用されるものとします。
3. 当社は、会員が本約款変更後に本カードを利用した日、もしくは本約款の変更後 7 営業日を経過した日のいずれか早い日をもって、会員が本約款の変更を承諾したものとみなします。

第26条（付帯サービス等）

1. 本カードは、株式会社クラブネッツ（東京都渋谷区渋谷 3-28-13）が運営するクラブネッツ共通ポイントシステムのポイントカードとしても利用できます。なお、クラブネッツ共通ポイントシステムに関する問合せ窓口は以下のとおりです。

【クラブネッツ問合せ窓口】

株式会社クラブネッツ カスタマーセンター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-28-13

渋谷新南口ビル 1F

TEL 0570-000-615 FAX 0570-000-815

メールアドレス info@clubnets.jp

営業時間 平日（月曜日～金曜日）10:00～18:00（お盆・年末年始等を除く）

第27条（準拠法、合意管轄裁判所）

1. 本約款は日本法に基づいて解釈されるものとします。
2. 会員と当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

（問い合わせ・ご相談窓口）

住所 〒193-0824 東京都八王子市長房町 126 番地の 2

商号 株式会社 まごころ清掃社

TEL 042-665-1761

FAX 042-665-1760